

事業概要

令和7年度
ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・木造化支援（福祉・商業・観光・医療施設等の木造化支援）

対象施設	福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設
面積要件	○福祉関連施設 延べ床面積が概ね300m ² 以上 ○商業施設・観光施設・医療施設 延べ床面積 概ね100m ² 以上
県産材使用基準	・木質部の80%以上にぎふ証明材等を使用※1 ・主要構造はすべてJAS製材品等を使用 又はぎふ証明材等を使用
補助額	17,000円/m ² （上限30,000千円）
協定締結者	○補助事業者が協定締結者※2の場合の追加の補助要件 ・県外施設も対象 ・商業・観光・医療施設で延べ床面積500m ² 以上 18,700円/m ² （上限50,000千円） ・商業・観光・医療施設で延べ床面積1,000m ² 以上 19,550円/m ² （上限50,000千円）
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

※1 ぎふ証明材等：「岐阜証明材推進制度」に基づき認証された木材又は「森林認証制度」に基づき県内のF M認証森林で伐採され、C o C認証事業体により製材・加工・流通が行われた木材

※2 協定締結者：岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定を県と締結した事業者

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・木造化支援（新技術・新製品を活用した施設の木造化支援）

対象施設	新たな部材や新技術を活用した、モデル性が高いものとして知事が認める施設
面積要件	概ね100m ² 以上
県産材 使用基準	<ul style="list-style-type: none">木質部の80%以上にぎふ証明材等を使用主要構造はすべてJAS製材品等を使用 又はぎふ証明材等を使用
補助額	補助対象経費の1/2以内（上限30,000千円）
協定締結者	<p>○補助事業者が協定締結者の場合の追加の補助要件</p> <ul style="list-style-type: none">県外施設も対象延べ床面積500m²以上 補助対象経費の1/2以内（上限50,000千円）
その他	<ul style="list-style-type: none">国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・木造化支援（小規模施設の木造化支援）

対象施設	教育関連施設、福祉関連施設、公共施設、管理施設、休憩施設、展望施設、観光案内施設、農林産物販売所、集会施設、畜舎、土木資材利用施設（防護壁、木柵、土留等）、四阿、階段、ガードレール、木橋、木製遊具、バス停、公衆トイレ、パーゴラ 等
面積要件	概ね5m ² 以上300m ² 未満
県産材 使用基準	<ul style="list-style-type: none">・概ね2m³以上木材を使用・木質部の90%以上ぎふ証明材等を使用
補助額	補助対象経費の1/2以内（上限3,000千円）
協定締結者	なし
その他	<ul style="list-style-type: none">・他国・県補助金との併用は、補助対象施設が建築物以外の場合は原則不可・市町村単独補助は可

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・内装木質化支援

対象施設	福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設・市町村役場庁舎
県産材 使用基準	原則としてぎふ証明材等、厚さは概ね10mm以上
補助額	施工面積1m ² あたり5千円以内（準不燃材以上使用の場合は10千円以内）
協定締結者	<p>○補助事業者が協定締結者の場合の追加の補助要件</p> <ul style="list-style-type: none">・事務室等も補助対象
その他	<ul style="list-style-type: none">・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

・備品導入支援

対象施設	教育関連施設・福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設		
補助額	1／2以内 上限5,000千円 ※備品ごとに上限額を設定		
備品種別県 産材使用基 準等	備品種別	上限額	県産材使用基準
	机・テーブル	80千円／脚	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
	椅子・ベンチ	40千円／脚	背・座・脚のいずれか2か所以上にぎふ証明材等が現し て使用されているもの
	ソファ	90千円／脚	
	ベッド	100千円／床	ベッドフレームがすべてぎふ証明材等で製作されたもの
	収納・陳列棚	100千円／台	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
	上記以外	知事が別途 決定した額	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
協定締結者	<p>○補助事業者が協定締結者の場合の追加の補助要件</p> <ul style="list-style-type: none">・県外及び事務所等への導入も対象・複数個所に導入する場合：上限10,000千円		
その他	<ul style="list-style-type: none">・他国・県補助金との併用は、原則不可・市町村単独補助は可		